

千葉県特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施の確保等
に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）の規定による助言、勧告及び命令（法第19条及び第20条の規定に基づくものを除く。）並びに立入検査（法第43条第1項の規定に基づき特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）等の実施に関し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）並びに千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14千葉県規則第36号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法の例による。

(事務処理の原則)

第3条 法令及びこの要領に基づく助言、勧告、命令その他の措置は、迅速性、公平性及び正確さを有し、かつ、積極的になされなければならない。

(不適正な計画に対する措置)

第4条 市長は、法第10条第1項の届出に係る分別解体等の計画が法第9条第2項の基準（以下「実施基準」という。）に適合しない対象建設工事の発注者又は自主施工者に対して、当該届出を受理してから7日以内に、当該計画の変更その他必要な措置として次の各号に掲げる措置を講ずるよう命令するものとし、当該命令は細則第2条の規定に基づき、細則様式第1号により行うものとする。

- (1) 工期の確保に関する措置
- (2) 工程の変更に関する措置
- (3) その他必要な措置

(通報等があった場合の対応)

第5条 市長は、分別解体等の施工場所周辺の住民、官公署等から、違法な分別解体等が施行され、又は施工されているおそれがある旨の通報等があった場合は、次条のパトロールを行うものとする。

(パトロールの実施)

第6条 市長は、法に違反した対象建設工事の実施を未然に防止するとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するため、分別解体等の施工場所の巡回監視（以下「パトロール」という。）を行うものとする。

2 パトロールは、前条の通報等があった場合のほか、別に定める実施計画により効果的に行うものとする。

3 パトロールは、複数の職員により行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図るものとする。

4 パトロールは、次の各号に掲げる事項について、目測又は工事関係者等からの聞き取りにより行うものとする。

(1) 対象建設工事の該当の有無

(2) 法第10条第1項の規定による届出の有無

(3) 法第23条第1項の規定による登録の有無

(4) 法第33条に規定する標識（建設業法第3条の許可業者の場合には同法第40条に規定する標識）の掲示の有無

(5) 前各号に掲げるもののほか、分別解体等の実施に係る違法の有無

5 市長は、パトロールの実施により、不適正な分別解体等が行われていることを発見したときは、当該工事の施工場所において、その是正を指導するものとする。

(立入検査)

第7条 市長は、特定建設資材に係る違法な分別解体等の防止その他特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所等に立ち入り、分別解体等に係る設備等、帳簿その他の物件を検査させることができる。ただし、営業所等へ立ち入る場合には、あらかじめ関係者にその旨を通知して行うものとする。

- 2 前項の規定による立入検査は、複数の職員により行うとともに、必要に応じて警察等の協力を求めるものとする。
- 3 前項の職員は、法第43条第2項の証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 立入検査は、次の各号に掲げる事項について、目視及び工事関係者、対象建設工事の施工場所の周辺の住民等からの聞き取りその他の方法により行う。
 - (1) 解体工事業の登録又は土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る許可に関する事項
 - (2) 技術管理者又は主任技術者若しくは監理技術者の設置に関する事項
 - (3) 分別解体等に必要な仮設工事の適否、その他必要な措置に関する事項
 - (4) 分別解体等に必要な場所の確保その他必要な措置に関する事項
 - (5) 分別解体等の方法及び手順に関する事項
 - (6) 建設資材廃棄物の搬出に関する事項
 - (7) 有害物質の発生の抑制に関する事項
 - (8) その他市長が必要と認めた事項
- 5 市長は、立入検査の実施により、違法な対象建設工事又は不適正な分別解体等が行われていることを発見したときは、当該工事の施工場所において、その是正を指導するものとする。
- 6 第2項の職員は、立入検査を実施した結果に基づいて、建設リサイクル法立入検査書（様式第1号）を作成するものとする。

（届出のない分別解体等に対する措置）

第8条 市長は、法第10条第1項の届出を行っていない対象建設工事の発注者又は自主施工者があるときは、次の各号に掲げる場合に依りてそれぞれ当該各号に定める措置を行うものとする。

- (1) 実施基準に適合している場合 次条第1項及び第10条第1項の規定の例による聴き取り調査を行った後、分別解体等について既に実施済みである部分に関する報告の徴収及び未実施の部分に関する法第10条第1項の届出の提出を求める等適切な措置。

(2) 実施基準に適合していない場合 次条から第16条までの規定による不適正な分別解体等を実施している者に対する措置と同一の措置

(不適正な分別解体等に対する措置)

第9条 市長は、対象建設工事受注者又は自主施工者が特定建築資材に係る分別解体等を適正に実施していないこと（そのおそれがある場合を含む。）を発見したときは、速やかに、次の各号に規定する場合に応じてそれぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 対象建設工事受注者若しくは自主施工者又は工事責任者が対象建設工事の施工場所に在所している場合 対象建設工事の施工の中止を求めるとともに、工事責任者等が千葉市役所へ来庁する旨を記載した書面（様式第2号）を手交する。

(2) 前号に規定する者が対象建設工事の施工場所に不在であり、工事関係者が在所している場合 当該工事関係者に対し対象建設工事の施工の中止を求めるとともに、工事責任者等が千葉市役所へ来庁する旨を記載した書面（様式第2号）を手交する。

(3) 第1号に規定する者及び工事関係者が不在の場合 対象建設工事の施工を中止し、工事責任者等が千葉市役所へ来庁する旨を記載した書面（様式第3号）を当該施工場所の工事現場の見やすい位置に掲示する。

2 市長は、違法又は不適正の程度が軽易であり、かつ、特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保する上でその緊急の是正の必要がないと認められるものに対しては、前項の措置に代えて、当該現場において、工事責任者等に対する是正の指導によることができる。

(工事関係者からの聴き取り調査等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による工事責任者等の来庁があったときは、違法又は不適正な分別解体等に関して、聴き取りにより調査するとともに、必要な指導を行うものとする。

2 市長は、前項の調査及び指導により、同項の工事関係者等に係る対象建設工事に係る違法又は不適正の程度が軽易である場合又は適切な是正が期待できる場合は第14条の規定による報告書を徴収するもの

とする。

3 市長は、前項の場合に該当しない対象建設工事については、次条から第16条までの規定による助言その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず、第1項の工事関係者等に係る対象建設工事に係る違法又は不適正の程度が重大である場合、同項の指導による是正が期待できない場合その他緊急の必要があるときは、次条の規定による助言等に代えて、直ちに第13条の規定による命令を行うものとする。

(助言)

第11条 市長は、対象建設工事受注者又は自主施工者が特定建設資材に係る分別解体等を適正に実施しないときは、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対して、法第4条第1項の指針を勘案して、必要な助言を行うことができる。

- (1) 分別解体等が不適切な方法で行われるおそれがある、又は行われている場合
- (2) 特定建設資材とその他の資材が混合した状態で対象建設工事が施工されたこと等により、当該対象建設工事の施工場所において分別解体等を実施することが困難となるおそれがある、又は困難である場合
- (3) 有害物質を含む分別解体等で、関係法令に違反するおそれがある、又は違反している場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

2 助言は次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 分別解体等の施工方法に関する事項
- (2) 分別解体等の施工手順に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 前2項の規定による助言は、細則第3条の規定に基づき、細則様式第2号により行うものとする。

(勧告)

第12条 市長は、前条の規定による助言によっては分別解体等の適正

な実施を確保できないことが明らかである場合その他分別解体等の適正な実施に必要な場合において、対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、勧告を行うことができる。

2 前項の勧告は、細則第3条の規定に基づき、細則様式第2号により行うものとする。

(措置の命令)

第13条 市長は、前2条の規定による助言及び勧告によっては分別解体等の適正な実施を期待できないと認める場合その他分別解体等の適正な実施を確保するために必要であると認めた場合は、法第15条の規定による命令を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合で市長がやむを得ないと認めた場合を除く。

- (1) 災害時等の応急仮設建築物に係る工事である場合
- (2) 緊急復旧工事（単なる災害復旧工事を除く。）である場合
- (3) 有害物質等により建築物等が汚染されている場合
- (4) 火災等により特定建設資材の再資源化が不可能である場合
- (5) その他市長が認めた場合

2 前項の命令は、細則第4条の規定に基づき細則様式第3号により行うものとする。

3 前項の命令書は、原則として手交するものとする。ただし、配達証明付郵便によって代えることができる。

(報告の徴収)

第14条 市長は、分別解体等が不適切な方法により行われている、又は行われた場合その他特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要があるときは、次の各号に掲げる者に対して、それぞれ当該各号に定める事項を報告させるものとする。

- (1) 対象建設工事の発注者 次に掲げる事項
 - ア 法第12条第1項の規定により交付した書面に関する事項
 - イ 法第13条の規定による請負契約に関する事項
 - ウ その他分別解体等に関し、市長が必要と認める事項
- (2) 自主施工者及び対象建設工事受注者 次に掲げる事項
 - ア 分別解体等の方法に関する事項

イ 法第13条の規定による請負契約（下請契約を含む。）に関する事項

ウ 解体工事業の登録又は建設業の許可に関する事項

エ 技術管理者並びに主任技術者及び監理技術者に関する事項

オ その他分別解体等に関し、市長が必要と認めた事項

2 前項の報告の徴収は、細則第7条の規定に基づき細則様式第6号により行うものとする。

（是正報告等）

第15条 市長は、前条の報告をさせた者が違法又は不適正な分別解体等を是正したことを確認するため、次の事項については是正の報告を求めるものとする。

（1）分別解体等の方法に関する事項

（2）建築資材廃棄物の積込及び処分に関する事項

（3）その他必要な事項

2 市長は、前項の是正報告を受けたときは、分別解体等の施工場所において是正されたことを確認するとともに、是正のために行った措置（次条の規定によるものを除く。）を終了する。

（告発）

第16条 市長は、正当な理由なく第12条の命令その他の措置に従わず、著しく悪質であると認める者について、告発状（別添）により所管警察署長に告発するものとする。

附 則

この要領は、平成15年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。